

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	国有文化財の災害復旧		担当部局庁	文化庁		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	記念物課、参事官(建造物担当)		記念物課長 矢野和彦 参事官(建造物担当) 村田健一	
会計区分	一般会計		施策名	XII-2 文化財の保存及び活用の充実			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化財保護法第34条の2等		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民全体の財産である貴重な重要文化財等を確実に次世代に継承するため、東日本大震災により被害を受けた国所有の重要文化財等の修理等を行う。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被害を受けた国所有の重要文化財等について国の直接実施により修理を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	726	726		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)			
東日本大震災により被災した国有文化財の災害復旧を行い、施設利用者の安全・安心な活動に資することを目的としており、成果目標等を数値で定量化することは困難。			国有文化財の修理件数		件	6	
単位当たりコスト	121百万円(円/件)		算出根拠	3次補正要求額 726百万円/ 事業実施数 6件			
事業所管部局による点検							
項 目			内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			復興基本方針に定める「⑤文化・スポーツの振興 (i)」「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。」に沿った施策を実施するものである。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災文化財が放置されれば石垣の崩落や建物の倒壊など更に状態が悪化することから、早急に事業を実施する必要がある。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			国が所有する文化財であり、国が直接事業を実施することで確実かつ効果的に修理が行われる。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			文化財の修理という特殊性に鑑み、文化財保存修理の専門家による積算や、過去の事例における実績等から費用対効果や効率性の検証を行い、事業規模等を算出している。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			国有文化財であり、国が事業を実施することが適切かつ明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			文化庁が事前に策定する事業計画等に基づき、文化財保存修理専門家の設計・監理等のもとで計画的に事業が実施される。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			予算成立後は文化財調査官及び文化財保存修理専門家の指導・助言、監理等を受けつつ、速やかに施工業者の入札等を行い、透明性が確保された執行に努める。また、事業実施に関して、工事契約に係る情報の公開を行うなど、事業の透明性を確保する。				